

ID: 462

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第16条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収) 第16条 管理者は、個別排水処理施設整備事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、受益者から個別排水処理施設整備事業分担金(以下「分担金」という。)を徴収するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第17条及び第18条の規定による。 (受益者) 第17条 受益者とは、事業により設置される個別排水処理施設を連結する家屋の所有者をいう。この場合において、管理者は、質権利又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のための設定された使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。)の目的となっている家屋については、その質権等を有する者と当該家屋所有者とがそれぞれ協議し、当該家屋に係る分担金を負担する者を定めた場合には、その者を受益者とみなすことができる。</p> <p>(分担金の額) 第18条 受益者が負担する分担金の額は、個別排水処理施設の事業費に10パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、算出された分担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日